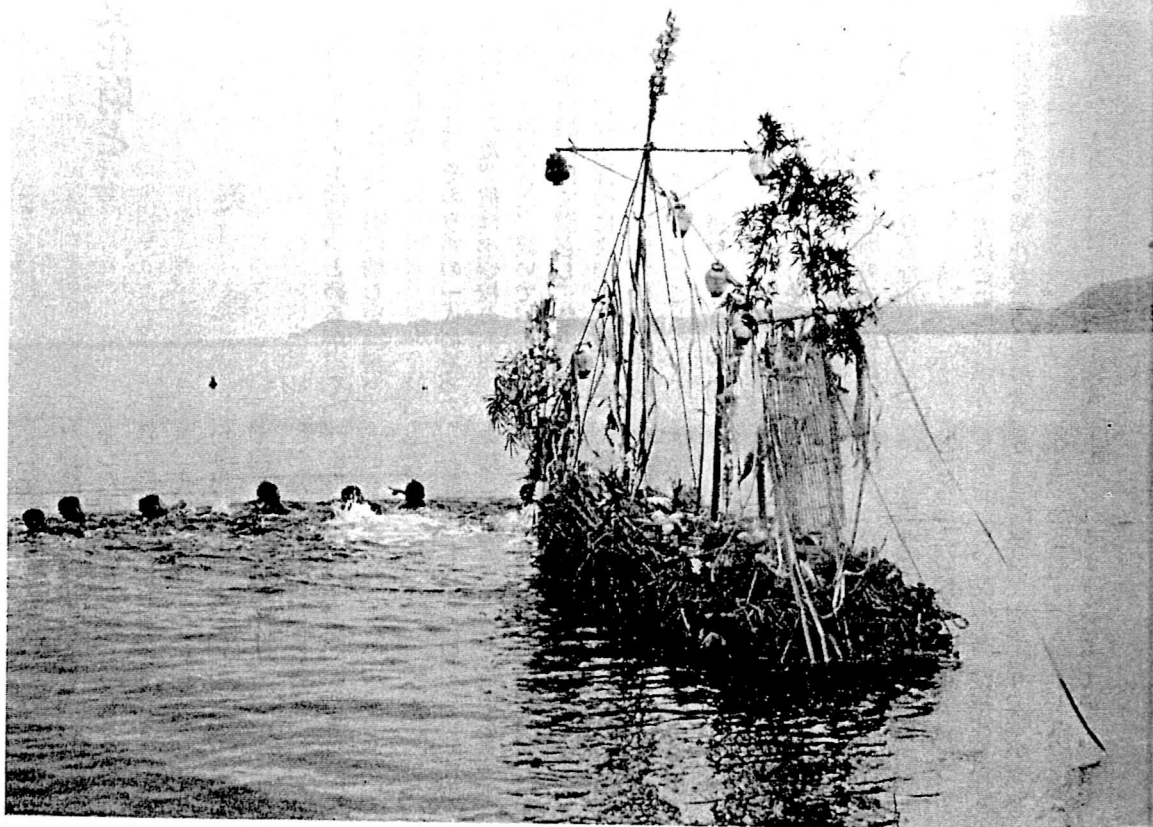


# かながわの

# 民俗芸能

第 5 号

〔題字 神奈川県民俗芸能保存協会名誉会長 津田県知事〕



## も く じ

祭と芸能と無形文化財と……………田中 英機(2)	3. 木遣り・梯子乗……………(8)
私の調査ノート(4)	4. 里 神 楽……………(9)
1. 山北町の雨乞(上)……………松川 浩(4)	5. 火 名 行 列……………(9)
2. 無縁仏竹本美尾大夫の墓を探ねて…竹見 龍雄(5)	民俗芸能大会案内……………(5)
3. 生麦本宮の蛇も蚊も資料……………(6)	団体会員紹介(4)……………(11)
民俗芸能豆辞典(4)……………川口 謙二(7)	ぶっくガイド……………(9)
新指定無形文化財	ニュース・伝言板……………(12)
1. 三戸のお精霊流し……………(8)	協会日誌……………(12)
2. 愛甲ささら踊盆唄……………(8)	

神奈川県民俗芸能保存協会

# 祭と芸能と無形文化財と

田中英機

さる七月十五日、千葉県千倉町の白間津で、「白間津ささら踊」の見学の機会を得た。この踊は、五年目に一度の日枝神社の例祭に行なわれる小歌舞の一種である。たとえば神奈川県というなら、「チャッキラコ」の踊と人数を大規模にしたような芸能、と思っただけでもよいだろう。とにかく、部落あげての総出であどけない少女、少年と日焼けした屈強の青年が中心となつてする、きわめて大組織の芸能展示であった。

そのときの見聞で、おどろいたり恐縮した話から、まず聞いていたこと。この「白間津ささら踊」は、少女のもつ「ささら」からその名がきたものだが、実は少女より二人の少年に、その心があるように思われる。五、六十名の少女でつくる円陣の中心で、日天・月天役の二人の男の子

が踊のリーダー役をつとめるが、その役に就くには、実に厳しい潔斎を必要とした。

わたしは、そのうちの一人にそつと聞いてみた。彼は小学校の六年とちいさな声で答え、続いて、毎朝はやくから浜に出て潔し、ひと握りの砂を神社の拝殿にまで運んだこと、あるいは家にあつては別火で精進して数十日をすごしたことなど、をほそりほそりと語ってくれた。聞くところによれば、ちよつと以前までは、小学校の給食もひそかに避けて、清い別火で焚いたにぎり飯を履めしにするなど、他の人々の生活から超越する努力を怠らなかつた、ともいう。

日天・月天は、実はこの祭に臨んだ神さまである。神社参道の鳥居とならんで、天空に突きさすようにのびた日天・月天の幟に降りたち臨ん

だ神は、海水で身を潔め、別火で精進した清らかな稚児の肉体をかりて祭の庭に出現するのである。そのとき、少年たちは小学校何年の何某という男児ではなく、神そのものとして他に働きかける――。

わたしは、祭の場に神さまの現われるその姿を、「白間津ささら踊」という芸能のなかにみたような気がした。ところでもうひとつ、この祭で驚いたことがある。おどろいたというより、一瞬恐縮して赤面した、といった方があつてゐる。

総勢数百人という芸能集団は、日枝神社の境内でひと踊りあつたあと、続行して海浜の御飯屋(御旅所)まで移動し、そこでまたひと踊り展開する。狭い海浜の一区に、数百人の踊り子、それに近い数の見物人が参集して一時は騒然の態をなすが、わたしは、この事実をこそ記録に撮らねば、と焦りながらカメラを構えた。ところが人の頭あたままで、思うにまかせない。見ると、漁業組合のような三階建のビルがあり、幸いなるかな、カネ梯子までが付いてその屋上に登れるようになってゐる。隣で

わたしと同じ思いをしているらしいカメラマンを誘って、さつそくその屋上に登つた。揃いの浴衣衣裳をつけた少女や少年の隊列が眼下に見おろせて、カメラアングルとしては、最高である。そつとほくそ笑んでタバコに火をつけたとたん、わたしは祭の青年から怒鳴りつけられた。「お前さんたち、われわれの神さまより高い位地から、祭をながめおろす気か、けしからん」というのである。

わたしなどいつも、祭は大切だ、その芸能は無形文化財だから大切にとお題目のように唱える身でありながら、だからこそ、できれば記録として好い写真を撮らうなどともくろみ焦つたがために、かえつて祭のことも大切なところを失念忘却したのであつた。

鋭い忠言を浴びせかけたその青年に対してではなく、自らに対して赤面し恐縮せざるを得なかつた。カネ梯子を伝わり降りながら、その青年に対してだけでなく、日天・月天の神さまにお詫びしながら、まこと滑り落ちて消え入りたい思いにかられた。

さて、前文が長くなりすぎたが、祭と芸能などと題したこの小文ではどうしてもこの長話をさける訳にいかなくかつた。それは、郷土に伝わる祭とその芸能を無形文化財に、などという三者の関係を考へるうえに、きわめて重要な問題点を含んでゐるからである。

祭は、どこのどんな祭でも、おおよそ、神迎え、神饌・神意・神送・直会といった順で、進行する。もちろん祭祀次第の進行は、祭によって複雑であつたり簡略であつたり様ざまな形態をとるが、要は神を迎え、祭式があつて芸能を皮くし、神を遣ふというのがその本旨である。



白間津ささら踊 (萩原秀三郎氏提供)

というのがある。むずかしい課題である。なぜなら、祭が主として神社神道の祭祀に則つて執り行なわれるものであつてみれば、信教にふれた憲法の条文を引きあいに出すまでもなく、それ以前の、生身の人間の自由な感情思想の問題として一筋綱ではいかぬ、困難な点の多くあるのは言をまたないであろう。さらに無形文化財の概念としても、宗教行為そのものはその範疇では考えられな

ところ、彼と彼をとりまく数十人の少女の踊る「ささら踊」はささらや扇子を採物にした小歌舞として、あるいはまつたくの別人、別部落の人が踊つてもその演技・演奏・演出法は芸能(舞踊)として、じゅうぶんに成立し得るものである。もちろんそうなつた場合、芸能の技法としては面白くても、雰囲気・味わいとしては、おもしろくないものになるかも知れない。いうまでもなく、祭という芸能表現の場から分離したためだが、すなわち逆にいえば、祭の神態としての芸能であつてはじめて、「民俗芸能」は民俗芸能たり得るということである。

それなら――祭という民族の基盤に立つての芸能であるなら、当然、祭をこそ大切に保護する必要があるではないか――。そのとおりである。しかし「祭」は、前述のとおり無形文化財としての指定保護は、きわめて困難な点が多い。このような隘路が、民俗芸能の保護行政上には、いつも立ちほだかっていると言つてよいだろう。

たとえば「白間津ささら踊」に即していえば、あどけなさの残る少年の潔斎精進は、彼と彼の家族およびその部落の人びとの共同の信仰心に支えられて存在する行為であり、これは部外者の侵し難い世界である。また、これを取りしめるのが神職であつてみれば、広義の信仰・宗教行為と解されるのは普通である。

ところが文化庁は、昭和四十五年度から、文化財保護法にいう「選

択」の制度を民俗芸能に適用して、記録を作つたり公開のための補助金を交付することをはじめた。すなわち、祭ではなく、祭のなかの芸能民俗芸能を無形文化財として考へ、その芸能史的価値づけと保護施策をうち出したわけである。さらに言うまでもなく、祭はいまいろいろな事情から次第にその民俗性を弱めつつあるのが、一般的な傾向である。その状況における無形文化財としての選択は、実は止揚していうなら、祭がなくなつてもその芸能だけは、その郷土根生いの芸能として保存伝承していかう、というのが無形文化財として選択した基本理念でなければならぬ。

(芸能史研究家)

# 1 山北町の雨乞(上)

松川浩

## (1) 玄倉部落の雨乞

塔ヶ岳山頂から約一五〇メートル西方に下った所に、水が湧き出ている(「ミタラシ」と云った)岩があり、そこから更に約一〇〇メートル行った稲むらの様な形をした岩の上に、高さ約四十五センチ、周囲約五十センチの丁度赤子が座っている様な形をした「日本山嶽守護仏」「拘留尊仏如来」「火難水難除本尊」の三体の御姿が安置されていた。其の本尊三体の前はカレヤス(カリヤス)が生い茂り、周囲を「ブナ」の林に囲まれた約八〇平方メートルの広場になり、五本の塔が建っていた。附近に「カレヤス」で屋根を葺いた土の室もいくつかあった。湧き水の所には小さな御堂があり、その御堂の正面奥の方に、高さ四十五センチ位の自然石の不動尊が安置され

ていた。

玄倉では昔から、他地区の依頼を受けたり、或は部族の人達の意見で雨乞が決まると、他地区の人の祈願では効験がないと云い伝えられていたので、玄倉部族の各戸から男子一人宛、三十一人が氏神の境内にある「前尊仏」に集り、「ナムアマミダブツ」と唱え乍ら祈願した。「前尊仏」で効験がない時は、玄倉川の二キロ程上流にある白井平の「水神淵」に三十一人が集り、「前尊仏」と同じ様な方法で雨乞を行なった。「前尊仏」と「水神淵」の雨乞は、大概一日だけで終わった。二回の雨乞で尚効験がない時は、部族の決議により初めて神取三代の先導で、塔ヶ岳の狗留孫(尊)仏へ登った。道は玄倉川から難路を川伝いに鍋割沢まで登り、そこから白鉢半をして金剛杖を

持ち幣束を背負って山道に入り、六根清浄を唱えながら登って行った。また、箕笠を持ち、昼夕食の弁当(大概ダンゴ)と二食分の米六合に味噌、香の物それに大豆の炒ったものを携行した。

頂上に達すると先達の指示で、五本の塔の周囲に三十一人が車座になり「六根清浄」(大念仏と云う)「ナムアマミダブツ」それから「雨下され尊仏さん」と唱え、一廻り毎に大豆一粒づつ供え、それを一〇〇〇粒供えるのを掟としていた。終ると土室に泊り、翌日帰った。一泊すると不思議に雨が降った。

昔から孫仏如来の得姿の岩の下に大きな亀裂があって、そこは絶対に触ってはいけない、触れると大荒れになって、雨乞に来た人が帰った事がないと云い伝えられていた。日露戦争当時、そこを誰かが搔廻したところ、忽ち雷雨となり帰りに各沢々が氾濫して通れなくなって困っていた折、偶然大木が倒れて橋が出来、漸く辿り着いたところ、玄倉の前の水田は流されて跡形もなく、河原となつてしまった事があった。

来た者が、玄倉の山口喜久治氏の家に落着き、同氏に祈禱を伝え、かれを初代に、長男惣次郎氏を二代目、孫の清次郎氏を三代目とした。これを神取三代と云った。

孫仏の雨乞い信仰は、孫仏の別当である山北町東光院住職牧田法城師の所持する嘉永五年の左記の願文の写しを見ても解る様に、塔ヶ岳山麓に相当広範囲に亘っていた様である。また、新編相模風土記玄倉村塔ヶ岳の条に『土民ノ説ニ早魁ノ時登山シテ此石ニ祈晴シ雨ヲ乞ト云。』とある。

拘留尊仏雨乞願文  
於當社莊嚴壇場 飾自性清淨 之事

奉修練此火生三昧音以正智智火 梵燒惡業煩惱之大法也 謹敬白三世常住淨妙法身秘密教主 摩訶毗盧遮那如来金台兩部大日如 來本尊界會大聖不動明王 四大八大忿怒三部五部諸尊 聖主善女龍王八大龍王内海外海龍王 五龍王諸龍神等十二天金葉山狗留孫佛 當山神明乃至盡空法界一切三寶言 爰相外大住郡堀邑一蓮同行登山 神前於壇場奉祈誓請雨秘

## 2 無縁仏

### 竹本美尾太夫の墓を探ねて

竹見龍雄

その一人、幕末にこの地に逝った竹本美尾太夫の墓が、村の古刹小竹山東際寺の無縁仏墓所の片隅に、今は唯一人として香花をたむける者もなく淋しく苔むしてある。

墓石は伊豆石、丈一尺六寸、前巾八寸、横巾六寸七分、その正面に  
文久元酉年八月六日  
安翁了躰信士  
大坂出生竹本美尾太夫

と刻してあり、その向って右横側に  
当村 桂太夫  
同 秋沢兵助  
同 秋沢兵八  
同 秋沢幸太郎  
同 秋沢定次郎  
同 小宮福太郎

おそらくこの建碑をなされた方々の手熱い看護を受けながら、芸に一生を捧げた生涯を終り、あの世へと



塔ヶ岳の孫仏岩  
(大正12年、関東大震災で崩れ落ちてしまった)

法仰願 婦命頂礼善女龍王恭礼供養  
一時奉 巨熟惟善女龍王常柄無熱泡  
居所也 爰本朝嵯峨天皇御宇早魁數  
月也 弘法大師得星行爲請雨此龍王  
奉崇 速神力威德得故凡夫日大轉行  
者爲 所祈諸願无不成就言无上尊寶  
神 道神秘現當兩世無邊善願決定諸  
願令圓滿  
天下泰平 四海清淨 百穀成就  
方民快樂 十方檀那 罪障消滅  
現世安全 後世善所 結縁男女  
二世安樂 滅罪生善 乃至法界  
平等拔濟

日本國中六拾餘州大小神祇冥道  
奉請可抽丹誠者也  
嘉永五子年今月今日 城入院

横三尺七寸 縦一尺一寸の奉書に  
毛筆書で二二折してある。本文十三  
行と十四行目との間上部に「礼拝」  
と細字で書いてある。

(註) 本願文の所持者は元洪沢の人  
であったが現在不詳。  
○話者 山北町玄倉 諸星近次郎氏  
同 右 山口佐次郎氏  
○資料提供者  
山北町岸 東光院住職牧田法城  
師(六十六才)

(山北町文化財保護委員・協会監事)

### (附記)

民俗芸能の發生は模倣呪術に端を発すること多く、そのため雨乞の研究は緊要である。本稿は小生が松川氏の友情に甘えて、特に採録していたものである。

(永田生)

ここに記して感謝の意を表したい。

旅立って逝かれたのであろう。  
尚、当山住職巖禪師にお願いして  
当山の過去帳を調べると、  
安翁了體信士 万延二酉年八月六日  
と記してある。この没した年号の差  
に就ては、万延といふ年号は二年二  
月十九日に、文久と改められている  
ので問題はない。正しくは墓石の方  
であろう。次に法名の了躰と了體で  
あるが、法命は體であったが、石に  
刻む関係上、字画の少ない躰とした  
らしく、唯問題は墓石の、出生大坂  
(阪)と、鬼簿に記す江戸との異で  
ある。

これに就ては大夫没して既に百十  
年余り、尚建碑なされた方々さえ、  
我々の存せぬ人、今日之を正すすべ  
もないが、生国は大坂で、後江戸に  
出、晩年当地に参った大夫ではなか  
らぬ。



竹本美尾太夫の墓

となるのである。また、本宮町で  
その前年に嫁を迎えた家に行けば一  
段と声を張上げて、  
○○さんの嫁け

と数回、繰り返して呼ぶ。これは  
悪口ではなく、嫁さんに対するお祝  
いの言葉である。

六月六日には、各家で菖蒲・よも  
ぎ・萱草を束にして入口の屋根の上  
にあげる。また、男の子の成長を祝  
って、かしわ餅を作って神仏に上げ  
る。海上安全・豊作の願い、病魔退  
散の祈りである。なお大蛇の尾にあ  
る鯛は菖蒲節句のシヨウブ(尚武)



トラックに積まれた蛇体

ろうかと申すのは建碑なされた方々  
は、この太夫とは長らくの師弟関係  
にあり、太夫の生国位は折にふれ聞  
いて居ったであろうし、又鬼簿に記  
す江戸は、太夫の前住地を示したも  
のである。

### 3 生麦本宮町の「蛇も蚊も」資料

(編集者記) 本稿は横浜市鶴見区生麦町の高林倉之助氏が伝  
承を調査して、当協会へ寄せられた玉稿の抄録  
である。

生麦原町神明社の「蛇も蚊も」は  
広く知られているが、同町と隣接す  
る本宮町稲荷神社のそれはあまり知  
られていない。蛇体を小型トラック  
で巡回するなど、祭事が簡略化され  
ているためだろうか。

三百年ほど前の本宮村は半農半漁  
の小さな村であった。そこに一人の  
若者が住んでいた。彼は美しい妻を  
娶ったが、彼女はふとした病いが原  
因で死んだ。その時若者は、死んで  
ゆく妻に向って再び妻を持たぬと盟  
った。が、若者は四十九日もすぎぬ  
うちに再婚した。新郎新婦は新妻の  
実家へ里帰した。その途中、新妻  
は咽喉がかわいたので道傍の池の水

のでなかるうかと、推定したが如何  
なものであろうか。  
ここに無縁の芸能人の墓石を採ね  
その菩提を弔い且つ記した次第であ  
る。

を呑もうとした。その時新郎は水に  
映った妻の顔を見た。妻の顔は恐ろ  
しい大蛇の顔だった。新郎は大声を  
あげた。とたんに、大蛇は水煙りを  
あげて池の中に飛び込んだ。一天か  
き曇り大雨となった。

男は家に帰り、亡き妻の霊に謝罪  
し、冥福を祈った。が、夜になると  
大蛇が家の廻りにやってきた。土地  
の古老は家の入口の屋根の上に菖蒲  
よもぎ・萱を置き・と忠告した。そ  
うすると、大蛇は来なくなった。何  
年かの後、生麦村一帯に悪疫が流行  
した。村人たちは稲荷神社へおうか  
がいを立てた。稲荷さまは、萱で大  
蛇を作って氏子中を廻れ、蛇の口取

りの先遣役は稲荷がする、というお  
告げだった。村人たちはお告げの通  
り、萱で頭と胴体を作り、舌は菖蒲  
・角は稲荷境内の御神木の枝、両眼  
はツメタ貝を使用した。本宮町の川  
端参次郎氏宅の裏手の竹藪で初めて  
作ったので、それ以来、同氏と蛇祭  
は深い関係をもっている。

蛇は一体。昔の蛇の胴まわりは一  
尺五寸・長さ十五間だった。蛇は稲  
荷神社で祈禱の上、男の子供たちが  
かついだ。まず、社殿を三回廻って  
豊作を祈り、神社裏の田の中へ蛇を  
入れてあげられた。その田のあった場  
所は今の生麦漁業協同組合事務所の  
裏側である。これは田の害虫駆除の  
ため、と言われた。それから本宮町  
内の各家庭を廻った。流行病のない  
ように、という祈禱である。六月六  
日を行事の定日としたが、各家庭を  
廻る時の言葉は「蛇も蚊も出たけ」  
蛇の出る頃には蚊も出る。蚊の撲滅  
を計る掛け声である。

次いで「日よりの雨け」と言う。日  
も照り雨も降り、本年も豊年・豊漁  
であるように、という祈願である。  
この二つの言葉を続けて言うのと、  
蛇も蚊も出たけ 日和の雨け

を片取りしたものである。

これを奉納する家も代々、定って  
いる。本宮町の荒井倉吉家である。

昔から、大蛇をかつくと、身体が  
丈夫になると言われ、昔の子供は赤  
ふんどしを締めて参加した。夕方、  
行事が終ると、子供たちは鶴見川の  
川口の海へ大蛇を流しに行った。

この日から子供たちは海へはいる  
ことを許された。現在では、海へ流  
すことは禁止されたので蛇体を境内  
で焼いてしまう。



下九沢の獅子舞

### 民俗芸能豆辞典(四)

川口謙二

#### 4 獅子舞の二系統

獅子舞には大きく別けて二つの系  
統がある。それは伎楽系と風流系と  
一般には呼ばれている。

伎楽系(本系ともいう)は獅子頭  
がライオンを模したか狛に似せたか  
下アゴの動く写実的なもので、形も  
大きく、獅子頭に一人、胴に一人以

上入り舞わせるので、二人立ちとも  
呼ぶ。

風流系(本系に対し別系という)  
は伎楽系のもので違い、獅子頭も小  
さく、下アゴが動かないし、伎楽系  
の頭と同じような意匠の他、猪・鹿  
(ともに昔はシシと呼び、食肉もシ  
シという)・龍などを模したもので  
あり頭を一人が頭上にいただき舞う  
ので、一人立ちとも呼ぶ。この場合  
多くは腹に太鼓・カッコー等をつけて  
打ちながら舞う。

伎楽系獅子舞は前述のように二人  
以上獅子の中に入るが、祭礼の折の

神輿巡幸の前駆をする行道獅子の場  
合は十数人〜三十人位胴の中に入る  
本県では三浦市三崎・海南神社の七  
月十八・十九日の例祭の折に見られ  
る。

また伎楽系獅子舞には舞楽や田楽  
、申楽、散楽など中国伝来の諸芸能  
の要素をとり入れたものや、神楽か  
ら発生し、中国の諸芸能と習合して  
完成された代神楽系の獅子舞などが  
ある。本県では代神楽系の獅子舞が  
みられる。その代表的なものは三月  
二十七日箱根仙石原、七月十五日同  
宮城野の湯立獅子舞、厚木市の正月  
風景に見られる厚木大神楽などがあ  
り、また本来ならば二人立ちの獅子  
でありながら一人で舞う横浜市周辺  
の祭に上演される囃子獅子舞もあ  
る。

一方、風流系のものには、岩手県  
などの鹿踊りの他、長野県から以北  
に見られる一人立ち三頭獅子舞がそ  
れで、この一人立ち三頭獅子舞の本  
県の代表的なものとしては、津久井  
郡津久井町鳥屋(八月二十二日)  
や、相模原市下九沢(八月二十六日)  
、同市大島(八月二十七日)など  
多くみられる。

1 三戸のお精霊流し

神奈川県教育委員会選抜

- (1) 選抜年月日 昭和46年9月17日
- (2) 保存会 三戸お精霊流し保存会 (三浦市初声町三戸)

(3) 特色

盆行事として「おしょうろさま」をかざる習俗は、三浦半島の南部に残っているが、「おしょうろさま」を海に流す行事の代表的なものは、三浦市初声町三戸にある。いわゆる「おしょうろさま」が麦わらを芯としてギザギザの色紙をつけたもの二本一対であること及び「お精霊流し」の後で「オミヒメサマ」といわれる木偶を湯に入れることなど他地方では見られない点、特に重視される。



おしょうろさま (中央に1対)

子供達が墓にある供物を集め、各家々の供物と一緒に青年達の作る約五メートルの「お精霊舟」に乗せて、海岸から沖合に引いて流すのである。舟は部落ごとに三そう流される。(表紙写真参照)

新指定無形文化財

2 愛甲ささら踊盆唄

厚木市教育委員会指定

- (1) 指定年月日 昭和46年7月1日
- (2) 保存会 愛甲ささら踊盆唄保存会 (厚木市愛甲)

(3) 特色

ささら(盆)踊の特色は、ピンザサラという竹製の楽器を使うことでその名称もこの楽器に由来する。ささら(盆)踊そのものは、江戸時代中期から明治時代中期にかけて相模平野の農村地帯に比較的広く分



愛甲ささら踊



ピンザサラ

布していたが、日露戦争頃から次第に衰退していった。ところが昭和二十九年以降に古老たちを中心に、南足柄町、藤沢市遠藤、茅ヶ崎市岸沢と各地で復活した。当地では昭和四十三年、明治百年を記念して上愛甲部落の有志と関係者の努力により復活した。踊り方には新しい振りつけもある

3 木遣り唄・梯子乗

厚木市教育委員会指定

- (1) 指定年月日 昭和46年7月1日
- (2) 保存会 厚木市古式消防保存会 (厚木市中町)

(3) 特色

木遣り唄は江戸時代末期に江戸から旧厚木村の鳶職に伝えられたものといわれ、作業唄・祝儀唄の役割りを果たした。唄には手古、棒車、布目、五尺、くる金などがある。

梯子乗りは、鳶職の作業の必要性から生まれたもので、高度の作業に堪える為の技能が、正月の仕事初めの行事となったのである。木遣り唄と同様、江戸の鳶職から伝えられたといわれる。

種芸には、一本遠見、二本遠見、元旦夢の枕、腕溜吹流横大ノ字、鯨立ち、背亀肝つぶし、うぐいす谷のぞき、膝留、八そう飛び、腹亀肝つぶし、爪先遠見、爪先八そう、逆さ落し、腕溜藤下り、駒落し、斧掛等多くを数える。

保存会は、昭和四十五年五月厚木鳶職組合内に結成された。

なお、詳細は会報第四号、私の調査ノート(三)厚木の木遣り参照。

4 里神楽

厚木市教育委員会指定

- (1) 指定年月日 昭和46年7月1日
- (2) 保存会 垣沢社中(厚木市酒井)

(3) 特色

里神楽は本県では神代神楽と呼ぶことが多い。神話を面をつけ、黙劇で演じるもので、その発祥は明確でないが、資料から見ると近世初

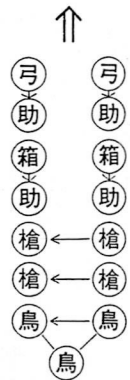


里神楽

期に興り、江戸中期に普及した。垣沢家の所伝によると、垣沢社中の創始は明治四十五年、垣沢鹿造が旧高座郡寺尾村の本間平太夫から神楽を学んだのが始まりという。現常蔵は鹿造の四男である。曲目は天孫降臨、天之浮橋など二十曲以上、面は五十枚現存している。現会員数十六名。(2・3・4の解説は厚木市教育委員会指定資料を参考にした。)

(3) 特色

7月31日、寒田神社の祭礼に行なわれる。今年には華麗なお駕籠を新調し、若い女性たちによる腰元を加えるなどあざやかに町内を一巡した。行列は、露払2人(以下人数を示す)太鼓2・先轆2・獅子2・天狗1・弓4(二張)・先箱4(二個)毛楯4(二本)・大鳥毛3(一本)四神旗2・駕籠・腰元・四神旗2・従士侍・鉄砲・長柄楯・以下神官氏子等の順序となる。この中で特に重視されるのが弓以下大鳥毛までの「奴振り」である。その作法が厳格で、規格の正しい足技は奴振りの典型ともいえる。奴の並び方を図示すると次のようになる。矢印の方向にその持物を渡す。



この大名行列の起源は、明治初年藩制が廃止になる時、松田の名主が小田原城主大久保家の奴振りの師範を招いて指導を受けたのが始まりという。江戸時代から行なわれていたような師範の書き残しもあるが確認



奴振り



大名行列

が、歌のリズムは古調を保っている。歌詞の一部を紹介する。

- 一、お盆のぼたもちゃ 三日おきやすえら とんびにやるか からすにやるか とうとうとんびにさらわれた
- 二、愛甲の若い衆は いなせなものよ 白い三尺 きりりとしてめて 平塚通いのほどのよさ

現会員数四十三名。

民俗芸能  
大会案内

『道を行く民俗芸能』をテーマに

県大会の出演団体決まる

今年で八回目を迎えた「神奈川県民俗芸能大会」は、横須賀市教育委員会の協力を得て来る十月三十一日(日)午後十二時半から横須賀文化会館で開催される。

本大会も熱き誇りと意気込みを感じさせる出演者と惜しみない拍手を送る観客とに支えられて年々盛り上がりつつ、昭和三十九年に第一回を開いてから約百種、千人の方々に出演していただいた。

最近では全国的に「まつり」に対する関心が高まっている。それは民俗芸能の基盤を揺がす生活様式の変化に抗するが如き現象ともいえ、ある意味では多くの人々が「まつり」に精神的やすらぎを見出しているともいえよう。当然のことながら「まつり」の中核をなす民俗芸能も今までのなく脚光を浴び、数年前には及びもつかない程理解されつつある。民俗芸能を保存しようとする意欲、あろう。

出演芸能は次のとおり。

第一部『道を行く民俗芸能』

- (1) 祭囃子 横須賀市走水
- (2) ハヤシ獅子舞 横須賀市若松町
- (3) 大名行列 奴振り 松田町惣領
- (4) 面掛行列 鎌倉市坂ノ下
- (5) 民謡足柄馬子唄 南足柄町関本
- (6) お札まき踊 横須賀市戸塚区
- (7) 三増の獅子舞 愛川町三増
- (8) 蛇も蚊も 横須賀市鶴見区生麦
- (9) 無形文化財記録映画

「浦賀の虎踊と三崎のチャッキラコ」上映

第二部

- (1) 里神楽 三浦市三崎
  - (2) 湯立獅子舞の遊び神楽 箱根町仙石原
  - (3) 民謡祝唄集
  - (4) 五反田節 川崎市生田
  - (5) 舟唄 横須賀市佐島
  - (6) 鎌倉節 葉山町長柄
  - (7) 木遣り祝儀唄 厚木市
  - (8) 長井の館屋踊 横須賀市長井
  - (9) 菊名の館屋踊 三浦市菊名
  - (10) 浦賀の虎踊 横須賀市西浦賀町
- なお、会場までの交通は京急・横須賀中央駅からバス三崎行文化会館前下車す。

全国大会に「虎踊」出演

文化庁企画「第21回全国民俗芸能大会」は、11月5日(金)東京明治神宮外苑・日本青年館で開催される。この全国大会には、本県からすでに「チャッキラコ」(第1回)「鹿島踊」(第5回)「相模人形芝居」(第10回)が出演しているが、今年「虎踊」(横須賀市西浦賀町)が晴れの舞台を踏むことになった。

異国情緒を漂わせた唐子踊と宮城や岩手などにある「虎舞」と異なりいかにも虎らしいリアルな表情と姿かたちをそなえた虎の一本杉などの芸能は全国的にも稀少で、関係者の注目を浴びるであろう。

他県からの出演芸能は次のとおり  
 ◎花輪囃子(秋田県鹿角郡花輪町)  
 ◎野大坪万歳(福井県武生市野大坪町)  
 ◎吉良川の御田舞(高知県室戸市吉良川町)  
 ◎国東の修正鬼会(大分県東国東郡国東町)  
 なお、詳細は後日、会員あて連絡いたします。

団体会員紹介(四)

5 足柄ささら踊保存会

南足柄町内

ささら踊は江戸時代中期から明治中期にかけて南足柄町の各部落で盛んに行なわれたが、明治末年にはすっかり影をひそめてしまった。幸いこの踊が少女の踊であったことから戦後もその生存者がいたので、婦人会が中心になって、昭和二十九年に復活した。その時、楽器に竹製のビンザサラを使うことから「ささら踊」と名付けられた。

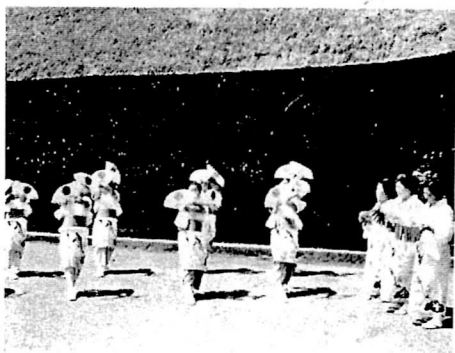
踊りには扇踊・手拭踊・太鼓踊・丸々踊の四種類がある。扇踊は二本の扇、手拭踊は手拭、太鼓踊は小太鼓を手持って踊る。以上の三種の踊りでは、ビンザサラを突く人は踊りに加わらず、歌上げとともに別にいる。丸々踊はビンザサラ・小太鼓などを手に持ちながら丸くなって踊る、盆踊の典型的な踊り方である。昔は大勢の少女が川をはさんで、踊りくらべや相手の悪口を入れた歌くらべをしたという。古風な掛け踊の面影を示す。今は踊り手の年令に

制限もなく、人数も随意である。

復活してから十数年、当時の婦人達も現役で活躍しているが、保存会員の平均年令も高くなり、若手が数少なかったところ、近年小学生が踊り手として加わり、ハツラツとした空気に満ちあふれた。小学生はまず丸々踊から練習し次第に他の踊りもこなせるようになっていく。将来に明るい光明が射し込んだといえよう

後継者難に悩む民俗芸能も年令制限のない芸能は、その解決に比較的恵まれていられると思われ、「やはり周囲の人々の理解と協力が得られないとむずかしい。」と関係者は語る。

県内には女性の行なう芸能が少ないことから貴重な存在であり、その活動範囲も広く、各地の催しものに出演している。今年から南足柄町の盆踊大会に出演して、その普及に努めている。またレクレーション活動の立場から、最近神奈川の民謡としてレコードが発売された。現会員数三十二名(除小学生)。昭和四十二年に県無形文化財に指定された。なお四十六年八月、県教育委員会により無形文化財記録映画の撮影が行



扇踊



丸々踊

ぶっくガイド

◎「地芝居と民俗」 郡司正勝

かぶき学者としての著者が、地方カブキの特質と民俗の関係、及びその実際の見聞記録を集めた好著。本県の篠原カブキ(藤野町)のお名残り写真がある。岩崎美術社。定価千二百円。

◎「厚木読物民俗誌」 鈴木茂

厚木市内の山の神祭、行事食物、商家の年末年始等の生活習俗を集大成した記録。県史談会厚木支部。定価四百円。

◎「埼玉県民俗芸能誌」 倉林正次

「神奈川県民俗芸能誌」に続く各県別芸能誌の第二号。著者は埼玉県文化財専門委員。舞い方、踊り方を豊富な図版により解説しているのが特色。錦正社。定価六千八百円。

◎「江戸庶民の風俗誌」 宮尾しげを

展望社。定価二千円

ニュース・伝言板



料篇」には、主な民俗芸能の採譜・レコード化が予定されている。

▼：県内の民俗芸能を紹介するためのガイドブック「かながわの民俗芸能案内」を協会から発売する。定価百八十円。有隣堂三店でどうぞ。

▼：県教委では「百万遍念仏・獅子舞」(山北町世附)の記録映画を作成した。16ミリ・カラー・22分。

▼：「相模人形芝居」が46年4月、国無形文化財に選択された。保存会は江戸系鉄砲さしの伝統を守る下中座・長谷座・林座で構成する「相模人形芝居連合会」である。

▼：「第8回神奈川県民俗芸能大会」は、10月31日(日)横須賀文化会館で開催されるが、出演芸能が別掲のとおり決定した。

▼：「吉浜の鹿島踊」(湯河原町)と「足柄ささら踊」(南足柄町)も県教委により映画化された。カラー・30分。記録映画はこれで計8種、6本になる。

▼：右の大会に出演する「お札まき踊」(横浜市戸塚区戸塚町)「遊び神楽」(箱根町仙石原)「長井の飴屋踊」(横須賀市長井)は、ともに祭礼の時でも久しく行なわれなかったが、今年、関係者の努力により復活したものである。

▼：9月18日、浦和市で開催された「第13回関東ブロック民俗芸能大会」に本県から「鳥屋の獅子舞」(津久井町鳥屋)が出演した。

▼：三浦市初声町三戸の獅子舞は、9年振りに7月の祭礼に演じられた

▼：本格的な能の公演をめざして設立された財団法人鎌倉能舞台(鎌倉市長谷桑名)の舞台開きが、5月7日挙行された。

▼：県教委で作成中の「神奈川県文化財図鑑」の「無形文化財・民俗資

▼：協会のこれからの事業予定。10月31日(日)第8回県民俗芸能大会 於横須賀文化会館

▼：「無形文化財・民俗資

11月27日(土)藤沢遊行寺の「一ツ火」見学会  
12月 会報第6号「民俗芸能大会特集号」刊行。

▼：「無形文化財・民俗資

2月 相模人形芝居大会 会場未定  
3月 会報第7号刊行。  
映画観賞会は随時開催する。

▼：協会の会費・見学会等の予約金の納入については、次のいずれかの方法をご利用ください。

(1)協会事務局に直接郵送。

(2)横浜銀行の振込を利用(各支店にある当座口座振込依頼書に

横浜銀行県庁支店・普通預金  
・口座番号七九七〇八・  
受取人―神奈川県民俗芸能保存協会々長 李家孝等を記入

(3)郵便局の振替を利用(各郵便局にある振替用紙に口座番号―横浜一三四二八、協会名を記入。料金は五百円まで二十円。千円まで三五円)

▽協会 日誌△

3月31日 会報第4号発行。

5月26日 昭和46年度総会・理事会を横浜市中区開港記念会館で開催

7月2日 映画観賞会を山北町体育館で開催。参会者約70名。

9月5日 民俗芸能「綾子舞と小河内の鹿島踊」を国立劇場で観賞。

9月17日 第13回関東ブロック民俗芸能大会見学。於浦和市埼玉会館

編集後記

巻頭文の寄稿をいただいた田中英機氏は、文化庁技官として民俗芸能の保護育成・調査研究に尽力されていますが、今回は特に一芸能史研究家として執筆いただきました。

「祭」を無形文化財のジャンルとして取り扱うかどうかは、文化財保護法の改正とからみ、関係者の間で大きく意見が分れている問題です。具体的には、現在無形民俗資料として選択されている「浜降祭」や「国府祭」などが、無形文化財として指定されるかどうかという問題を提起しています。機会をとらえてこの論点を明らかにしたいと思います。(小野記)

「かながわの民俗芸能」

第五号

昭和46年10月15日発行

横浜市中区日本大通り一

神奈川県教育庁文化財保護課内

編集 神奈川県民俗芸能保存協会

発行 事務局 Tel 041-111

印刷 株式会社 中島印刷所

Tel 041-06416